

## 玉村町特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉村町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、特定建設工事共同企業体とは、建設工事の特性に着目して工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができる工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額がおおむね1億円以上の工事
- (2) 町内企業への建設技術の移転及び技術力の向上に資すると認められる工事
- (3) 特に技術力を結集する必要があると認められる工事

(構成員の数)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として2又は3とする。

(構成員の組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、玉村町競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、発注する工事（以下「発注工事」という。）に対応する工事種別の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）の組合せとする。

(構成員の技術的要件等)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営業年数が5年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項に規定する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成は、自主結成とする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員は、同時に2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。

(出資比率要件)

第8条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とする。また、特定建設工事共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(公告)

第10条 町長は、特定建設工事共同企業体を入札に参加させるときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名

- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(入札参加資格審査の申請)

第11条 入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に入札参加資格審査の申請を行うものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）
  - (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）
  - (3) 特定建設工事共同企業体委任状（別記様式第3号）
- (入札参加資格の審査)

第12条 町長は、前条の規定による申請を行った特定建設工事共同企業体の入札参加資格について玉村町入札審査会に諮り決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による資格審査の結果を特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

(解散の時期)

第13条 特定建設工事共同企業体は、発注工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 発注工事を請け負うことができなかった特定建設工事共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該発注工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(混合入札)

第14条 発注工事の規模、性格等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事において、当該発注工事を施工することができる特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体企業」という。）がいると認められるときは、特定建設工事共同企業体と単体企業との混合による入札とすることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

玉村町長 あて

特定建設工事共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、 を代表とする特定建設工事共同企業体を結成し、玉村町が発注する 工事の入札に参加したいので、下記書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第2号）
2. 特定建設工事共同企業体委任状（別記様式第3号）

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 玉村町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 県 郡 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び商号又は名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

県 郡 町 番地

株式会社

県 郡 町 番地

株式会社

県 郡 町 番地

株式会社

(代表者の商号又は名称)

第6条 当企業体は、 株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社 %

株式会社 %

株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用

するものとする。

(工事の途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかきがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

株式会社  
代表者 印  
株式会社  
代表者 印  
株式会社  
代表者 印

特定建設工事共同企業体委任状

年 月 日

玉村町長 あて

特定建設工事共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

(委任者)	構成員	所在地	
		商号又は名称	
		代表者氏名	印
	構成員	所在地	
		商号又は名称	
		代表者氏名	印

私は、次の者を代理人と定め、玉村町が発注する 工事に係る下記の権限を委任します。

特定建設工事共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

(代理人)	代表者	所在地	
		商号又は名称	
		代表者氏名	印

記

- (委任事項)
1. 入札に関する権限
  2. 入札保証金の納付及び受領に関する権限
  3. 契約保証金の納付及び受領に関する権限
  4. 契約締結に関する権限